

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成19年4月3日
日本郵政公社

日本郵政公社における会計の現状等

【所見における記載】

1. (資産及び負債の点検の実施)

承継会社各社における事業基盤となる資産及び負債について、円滑な承継を実現するという観点から、民間における企業会計の標準とその動向を踏まえて、日本郵政公社(以下「公社」という。)における点検を通じ、共通認識を形成すること。

公社における会計の現状

- 公社の会計は、総務省令で定めるところにより、企業会計原則(金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準を含めた一般に公正妥当と認められる企業会計の基準)を採用【日本郵政公社法第29条、日本郵政公社法施行規則第12条】
- 公社は、毎事業年度、企業会計原則に基づき財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等)を作成し、監事及び会計監査人の監査を受けた上で総務大臣に提出【日本郵政公社法第30条】
- さらに、経営上の観点から中間決算を実施し、会計監査人の監査意見を任意取得(法定事項外)【日本郵政公社法第31条】

参考

郵政民営化法(平成17年法律第97号)(抜粋)

(承継される財産の価額)

第165条 承継会社等が公社から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

「承継財産の評価方法(抜粋)」

(郵政民営化承継財産評価委員会(齊藤惇委員長 株式会社産業再生機構代表取締役社長(当時))で了承(H19.1.26))

○土地

原則相続税評価額(路線価)をもって評価し、相続税評価額(路線価)のないものについては鑑定評価額をもって評価

ただし、簡易生命保険加入者福祉施設等の譲渡等を予定しているものについては、他と同様の評価方法を適用した場合、譲渡等する際の価額と大幅に乖離する可能性が高いと考えられること、減損会計を適用して事業価値に見合う評価が既になされていること等から、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価

○建物

償却資産については、減価償却等が使用等に伴う価値の減少を表しており、公社の最終事業年度の期末日時点の減価償却等後の価額をもって評価

ただし、当該価額が20万円以上のものを計上

日本郵政公社における減損会計の現状

1 公社における資産のグルーピングの考え方

(1) 総論

- ① 公社保有資産(土地・建物等)は、財務諸表上、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の持分が明確であるため、基本的には、資産のグルーピングは3業務に分けて実施
- ② ただし、個別の資産で、キャッシュ・フローが認識できるものは、当該資産毎に減損の兆候の判定を実施

(2) 各論

- ① 郵便局(貯金事務センター、簡易保険事務センターを含む)

■ 郵便業務と郵便貯金業務

民間の同業態では店舗毎や地域毎にグルーピングを行っている例もあるが、郵便業務、郵便貯金業務は、ユニバーサルサービスの提供義務があり、また、本社にしか料金決定や、利率決定等の裁量権がないなど、事業の特徴が同業態の民間会社とは大きく異なっていることから、資産グループは全国一単位

■ 簡易生命保険業務

民間では全国一単位のグルーピングとしている例が一般的であり、また業務運営の特徴から、支社、郵便局単位が独立したキャッシュ・フローを生み出す単位にはなっていないので、資産グループは全国一単位

- ② 個別にキャッシュ・フローが把握できる資産
逓信病院、郵便貯金周知宣伝施設、簡易保険加入者福祉施設及び遊休資産

2 減損損失額

- 上記各資産グループについて減損の兆候の判定を行ったところ、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務は、過去2年連続で黒字である等減損の兆候がなく、減損損失額を未計上

- 減損損失額が計上された資産グループ及び減損損失額は、次のとおり

(単位:億円)

資産グループ	17年度末決算	18年度中間決算
逓信病院	119	70
郵便貯金周知宣伝施設	911	187
簡易保険加入者福祉施設	1,129	373
遊休資産	131	41
合 計	2,291	670

注:四捨五入により、合計が合わない場合がある

日本郵政公社における共済年金の追加費用の現状

1 現在の公社の会計処理

- 国家公務員共済組合連合会(KKR)から請求される金額を毎年度費用処理
 - ー 共済年金の追加費用の会計処理としては、
 - ① 毎年度の費用処理
 - ② 引当金計上 のいずれも認められているところ
 - ー 公社においては、引当金の計上要件である「金額の合理的な見積もり」ができないため、費用処理を採用

参考

- **国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）（抄）**
（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）
第3条の2 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令の定めるところにより改定する。
2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社（第54条第1項において「国等」という。）が負担する。
（経過措置に伴う費用の負担）
第54条 第2章から第6章まで及び第28条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第3項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国等が負担する。

状況の変化

2 会計事実の変更

- 「退職給付の会計基準」に基づく数理計算により引当金額の合理的な見積もりが可能となる見込み
 - ー 引当金計上のために必要な措置
 - ※ 「毎年度の公社への請求金額は、郵政OBに限定した負担額」とする
 - ※ 「公社の債務の計算ロジック＝公社が実施する数理計算方式」とする

3 今後の予定

- 最終事業年度の決算（いわゆる閉鎖決算）において負債計上予定